

エイズ予防指針	指針に基づく施策	評価の対象		
		国	地方自治体	NGO等
<p>三 国内施策のためのアジア諸国等への協力</p> <p>厚生労働省は、有効な国内施策を講ずるためにも、諸外国における情報を、外務省等と連携しつつ収集するとともに、諸外国における感染の拡大の抑制や患者等に対する適切な医療の提供が重要であることから、我が国と人的交流が盛んなアジア諸国等に対し積極的な国際協力を進める上で、外務省等との連携が重要である。</p>	<p>○外務省との連携</p>	<p>○エイズ国際会議開催支援事業等</p>		
<p>第六 人権の尊重</p> <p>一 人権の擁護及び個人情報の保護</p> <p>保健所、医療機関、医療保険事務担当部門、障害者施策担当部門等においては、<u>人権の尊重及び個人情報の保護を徹底することが重要であり、所要の研修を実施すべきである。</u>また、人権や個人情報の侵害に対する相談方法や相談窓口に関する情報を提供することも必要である。なお、相談に当たっては、専用の相談室を整備する等の個人情報を保護する措置が必要である。さらに、報道機関には、患者等の人権擁護や個人情報保護の観点に立った報道姿勢が期待される。</p>	<p>○人権の尊重及び個人情報の保護に関する研修の実施</p> <p>○人権や個人情報の侵害に対する相談方法や相談窓口に関する情報の提供</p>	<p>○エイズ知識啓発普及事業</p> <p>○研修（財団主催）</p>		
<p>二 偏見や差別の撤廃への努力</p> <p>患者等の就学や就労を始めとする社会参加を促進することは、患者等の個人の権利の尊重及び福利の向上だけでなく、社会全体の感染に関する正しい知識や患者等に対する理解を深めることになる。また、個人や社会全体において、知識や理解が深まることは、個人個人の行動に変化をもたらし、感染の予防及びまん延の防止に寄与することにもつながる。このため、厚生労働省は、文部科学省、法務省等の関連省庁や地方公共団体とともに、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」（平成十二年法律第百四十七号）第七条に基づく人権教育・啓発に関する基本計画を踏まえた人権教育・啓発事業と連携し、患者等や個別施策層に対する偏見や差別の撤廃のための正しい知識の普及啓発を行うとともに、偏見や差別の撤廃に向けての具体的資料を作成することが重要である。特に、学校や職場における偏見や差別の発生を未然に防止するためには、学校や企業に対して、事例研究や相談窓口等に関する情報を提供することが必要である。</p>	<p>○普及啓発</p> <p>○関係省庁連絡会議（文部科学省、法務省、外務省、厚生労働省（労働系））</p>	<p>○青少年エイズ対策事業</p> <p>○コミュニティセンター事業</p> <p>○関係省庁間連絡会議</p>	<p>○エイズ対策促進事業 ・啓発普及活動事業</p> <p>○特定感染症検査等事業 ・HIV抗体検査及びエイズに関する相談事業</p>	

エイズ予防指針	指針に基づく施策	評価の対象		
		国	地方自治体	NGO等
<p>三 個人を尊重した十分な説明と同意に基づく保健医療サービスの提供</p> <p>HIV感染の特性にかんがみ、検査、診療、相談、調査等の保健医療サービスのすべてにおいて、利用者及び患者等に説明と同意に基づく保健医療サービスが提供されることが重要であり、そのためにも、希望する者に対しては容易に相談の機会が得られるようにしていくことが重要である。</p>	<p>○説明と同意に基づく保健医療サービスの提供</p> <p>○容易な相談の機会の提供、</p>	<p>○血友病患者等治療研究事業</p> <p>○派遣カウンセラー制度</p>	<p>○特定感染症検査等事業</p> <p>・エイズに関する相談事業</p>	

エイズ予防指針	指針に基づく施策	評価の対象		
		国	地方自治体	NGO等
<p>第七 普及啓発及び教育</p> <p>一 基本的考え方及び取組</p> <p>1 普及啓発及び教育については、近年の発生动向等を踏まえた上で、個人個人の行動変容を促すことが必要であり、<u>感染の危険性にさらされている者のみならず、それらを取り巻く家庭、地域、学校及び職場等へ向けた普及啓発及び教育についても取り組み、行動変容を起こしやすくするような環境を醸成していくことが必要である。</u></p> <p>2 また、普及啓発及び教育を行う方法については、<u>国民一般を対象にHIV・エイズに係る情報や正しい知識を提供するものと、個別施策層等の対象となる層を設定し行動変容を促すものがあり、後者については、対象者の年齢、行動段階等の実情に応じた内容とする必要があることから、住民に身近な地方公共団体が中心となって進めていくことが重要である。</u></p> <p>3 国及び地方公共団体は、感染の危険性にさらされている者のみならず、我が国に在住するすべての人々に対して、感染に関する正しい知識を普及できるように、学校教育及び社会教育との連携を強化して、<u>対象者に応じた効果的な教育資材を開発する等により、具体的な普及啓発活動を行うことが重要である。また、患者等やNGO等が実施する性行動等における感染予防のための普及啓発事業が円滑に行われるように支援することが重要である。</u></p>	<p>○家庭、地域、学校及び職場等に向けた普及啓発及び教育</p> <p>○国民一般（国）及び個別施策層（地方公共団体）への普及啓発</p> <p>○患者等やNGO等の普及啓発事業の支援</p>	<p>○エイズ知識啓発普及事業</p> <p>○青少年エイズ対策事業</p> <p>○コミュニティセンター事業</p>	<p>○エイズ対策促進事業</p> <p>・啓発普及活動事業</p> <p>・地域組織等活動促進事業</p>	
<p>二 患者等及び個別施策層に対する普及啓発の強化</p> <p>国及び地方公共団体は、患者等及び個別施策層に対する普及啓発及び教育を行うに当たっては、感染の機会にさらされる可能性を低減させるために、各個別施策層の社会的背景に即した具体的な情報提供を積極的に行う必要がある。このため、<u>個別施策層に適した普及啓発用資材等を患者等とNGO等の共同で開発し、普及啓発事業を支援することが必要である。特に、地方公共団体は、地方の実情に応じた効果的な普及啓発事業の定着を図るとともに、教育委員会、医療関係者、企業、NGO等との連携を可能とする職員等の育成についても取り組むことが重要である。</u></p>	<p>○個別施策層に適した普及啓発用資材のNGO等との共同開発</p> <p>○地方公共団体の普及啓発事業の定着と職員等の育成</p>	<p>○エイズ知識啓発普及事業</p> <p>○青少年エイズ対策事業</p> <p>○コミュニティセンター事業</p>	<p>○エイズ対策促進事業</p> <p>・啓発普及活動事業</p>	

エイズ予防指針	指針に基づく施策	評価の対象		
		国	地方自治体	NGO等
<p>三 医療従事者等に対する教育</p> <p>研修会等により、広く医療従事者等に対して、最新の医学や医療の教育のみならず、患者等の心理や社会的状況を理解するための教育、患者等の個人情報保護を含む情報管理に関する教育等を行っていくことが重要である。</p>	<p>○医療従事者への教育</p>			
<p>四 関係機関との連携の強化</p> <p>厚生労働省は、具体的な普及啓発事業を展開していく上で、文部科学省及び法務省と連携して、教育及び啓発体制を確立することが重要である。また、報道機関等を通じた積極的な広報活動を推進するとともに、保健所等の窓口にて外国語で説明した冊子を備えておく等の取組を行い、旅行者や外国人への情報提供を充実させることが重要である。</p>	<p>○文部科学省及び法務省との連携</p> <p>○報道機関を通じた広報活動の推進</p> <p>○旅行者や外国人への情報提供</p>			
<p>第八 施策の評価及び関係機関との新たな連携</p> <p>一 施策の評価</p> <p>厚生労働省は、関係省庁間連絡会議の場等を活用し、関係省庁及び地方公共団体が講じている施策の実施状況等について定期的に報告、調整等を行うこと等により、総合的なエイズ対策を実施するべく、関係省庁との連携をより一層進める必要がある。</p> <p>また、都道府県等は、感染症予防計画等の策定又は見直しを行う際には、重点的かつ計画的に進めるべき①正しい知識の普及啓発、②保健所等における検査・相談体制の充実及び③医療提供体制の確保等に関し、<u>地域の実情に応じて施策の目標等を設定し、実施状況等を評価することが重要である。</u>施策の目標等の設定に当たっては、基本的には、定量的な指標に基づくことが望まれるところであるが、地域の実情及び施策の性質等に応じて、定性的な目標を設定することも考えられる。</p> <p>なお、国は、<u>国や都道府県等が実施する施策の実施状況等をモニタリングし、進捗状況を定期的に情報提供し、必要な検討を行うとともに、感染者・患者の数が全国水準より高いなどの地域に対しては、所要の技術的助言等を行うことが求められる。</u>また、患者等、医療関係者、NGO等の関係者と定期的に意見を交換すべきである。</p>	<p>○関係省庁との連携</p> <p>○都道府県等による施策目標の設定及び実施状況の評価</p> <p>○国や都道府県等が実施する施策の実施状況に関するモニタリングの実施</p> <p>○感染者・患者の数が全国水準より高いなどの地域に対する技術的助言等</p> <p>○患者等、医療関係者、NGO等の関係者との定期的な意見交換</p>	<p>○関係省庁間連絡会議</p> <p>○エイズ施策評価検討会</p> <p>○重点都道府県等エイズ対策担当課長連絡協議会</p>		
<p>二 NGO等との連携</p> <p>個別施策層を対象とする各種施策を実施する際には、NGO等と連携することが効果的である。また、NGO等の情報を、地方公共団体に提供できる体制を整備することが望まれる。</p>	<p>○NGO等との連携</p> <p>○NGOの情報の地方公共団体への提供</p>			